

# 南相馬市立病院医師修学 臨時特例資金貸与制度募集要項

## ◇ 制度の目的 ◇

本制度は、平成23年10月、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により喫緊の課題となった市立病院医師の確保・充実を図り、もって相馬地方の医療水準の向上・充実に寄与するため、南相馬市に寄附された「光和資金」を原資として、既存の修学資金貸与制度と別枠で創設されました。

福島県立医科大学、東北大学の医学部に在籍し、将来、市立病院に医師として勤務する意思のある学生に対し、修学に必要な資金を貸与します。

## 1 応募資格

福島県立医科大学または東北大学の医学部に在学する者であって、将来市立病院に医師として勤務する意思のある方。

### 【市立病院】

- 総合病院 南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
- 小高病院 南相馬市小高区東町三丁目8番地（平成24年度末現在、休止中）

※ 既に在学されている方も対象となります。

## 2 貸与額

- 月額240,000円
- 入学金及び入学に係る費用に相当する額（入学時のみ加算）

## 3 貸与期間

貸与の開始月から大学を卒業する月までの間

※ただし、正規の修業期間に限ります。

※申請により、6か月分をまとめて貸与することができます。

## 4 募集人員

6名程度（資金原資の限り）

## 5 応募手続き

南相馬市立総合病院事務部事務課総務係あてに、直接持参又は郵送（簡易書留又は配達記録）で下記必要書類を提出してください。応募は随時受け付けます。

### ○ 応募書類

- ア 市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与申請書（様式第1号）
- イ 大学の学業成績証明書（第2学年以上の方のみ）
- ウ 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証する書類
- エ 健康診断書（様式第2号）      オ 戸籍謄本      カ 履歴書

## 6 被貸与者の決定

被貸与者については、提出書類を審査したうえ、面接を行い選考により決定し、その結果を本人に通知します。なお、面接に係る交通費等は応募者負担となります。

## 7 貸与後の主な提出書類

時期等	提出書類
貸与が決定したとき	誓約書（様式第5号）
貸与期間中、前学年における学業成績の結果が判明してから1月以内	修学状況報告書（様式第6号） 学業成績証明書
貸与期間満了後、全額の免除を受けるか返済するまでの間、毎年4月	4月1日時点の現況報告書（様式第7号）
貸与期間が満了したとき 下記7により貸与が取り消されたとき	借用証書（様式第8号）
返還債務の一部または全部の免除を受けようとするとき。	返還債務免除申請書（様式第9号）

## 8 貸与の取り消し・休止

### (1) 貸与の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消します。

- 退学、または他の学部へ転部したとき。
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 臨時特例修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

## (2) 貸与の休止

休学し、または停学の処分を受けたときは、復学までの間貸与は休止します。

## 9 返還債務の免除

### (1) 全額の免除(当然免除)

大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後、直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修または市立病院等の常勤医師としての勤務に従事している場合において、次のいずれかに該当したときは、申請に基づき、返還義務の全部を免除(※1)します。

- 市立病院の常勤医師としての在職期間(※2)が、修学資金の貸与を受けた期間(※3)の2分の3に達したとき。
- 在職期間中において、公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職または退職したとき。
- 大学卒業後、2年以内に死亡したとき。

### (2) 一部の免除(裁量免除)

大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後、直ちに臨床研修に従事し、その後継続して後期研修または市立病院等(※1)の常勤医師としての勤務に従事している場合において、次のいずれかに該当したときは、申請に基づき、返還義務の一部を免除(※1)します。

- 市立病院の常勤医師としての在職期間(※2)が修学資金を受けた期間(※3)の2分の3に達しなかったとき。

【返還債務×(市立病院在職期間/貸与期間の2分の3)の額を免除】

- 市立病院の医師として在職期間中において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還できなくなったとき。

【免除がやむを得ないと認められる額を免除】

※1 所得税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後の貸与金返還免除に係る債務免除益については、所得税が非課税となります。

※2 休職、停職、育休、臨床研修の期間を除きます。

※3 貸与を受けた期間が1年に満たない場合は、1年とします。

## 10 返還

次に掲げる事由が生じた場合、原則として、事由が生じた月の翌月から1年以内に、貸与した総額に相当する額を一括返還していただくこととなります。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、分割返還が可能な場合があります。

- 退学または転部により、契約が解除されたとき。
- 医師となった後、直ちに臨床研修等に従事しなかったとき。
- 臨床研修等の後、後期研修等に従事しなかったか、従事しなくなったとき。
- 大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。

## 11 返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない事情があると認められるときは、実態に応じ、返還債務の履行を猶予します。

## 12 遅延利息

正当な理由がなく臨時特例修学資金の返還が遅延した場合は、返還すべき額に年14.6%の割合で計算した遅延利息を徴収します。

※ その他詳細については、「南相馬市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与条例」及び「南相馬市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与条例施行規則」によります。

### 問合せ先・応募先

南相馬市立総合病院事務部事務課総務係

〒975-0033

福島県南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6

電話 0244(26)7541(直通)

FAX 0244(22)8853

E-mail sogo-hp-jimu@city.minamisoma.lg.jp

※ 申請書等は、南相馬市立総合病院ホームページよりダウンロードできます。

URL <http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/30,html>